

# 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体的に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により石川県立寺井高等学校の全生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように、いじめを抑止し、いじめを許さない学校づくりを推進するために策定した。

## 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 いじめ防止の基本的考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

### 3 いじめの防止のための措置

#### (1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りに

どのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

### **(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意**

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対応できる力を育むことも大切である。

### **(4) 自己有用感や自己肯定感を育む**

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高め

られるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

## **(5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む**

生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。例えば、「いじめられている側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

## **4 未然防止のための具体的な取組**

### **(1) いじめ問題対策チーム（いじめ不登校対策委員会）の設置**

校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・保健主事・相談主任・学年主任・スクールカウンセラー・特別支援サポーター・生徒指導サポーターで構成し、毎週水曜日に生徒の現況など情報交換し未然防止を図る。

別紙1 いじめ等対応組織

### **(2) 未然防止および早期発見のための指導計画**

いじめ防止の観点から、学校における教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する人権教育講話等の多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、取り組みの方針、職員の校内研修、早期発見と未然防止の具体的取り組みや、P D C Aサイクルによる見直しの実施等について年間の指導計画を別に定める。

## 別紙2 年間指導計画

### (3) 「ネットいじめ」への対応

① 「ネットいじめ」とは、携帯電話（スマートフォン等）やパソコンを通じて、インターネット上の掲示板、SNS等に、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷、個人情報を掲載したり、特定の生徒になりすまして、社会的信用を貶める行為などが「ネットいじめ」である。

② 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見

ア 保護者への啓発

懇談会やパンフレット等を通じてフィルタリングの設定の徹底、使用時間や使用場所の取り決めなど、家庭でのルール作りを呼びかける。

イ 情報モラル教育の充実

授業、非行防止教室、防犯教室等で情報モラル教育の充実を図る。

ウ ネット利用に関する講演会の実施

③ 「ネットいじめ」への対処

ア 「ネットいじめ」の把握

- ・ 被害者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報提供
- ・ 外部機関（ネットパトロールからの情報）

イ 不当な書き込み、画像への対処

- ・ 状況の確認と記録

- ・外部機関（警察、プロバイダ等）との連携
- ・書き込み、画像の削除

#### ウ 生徒への対応

- ・被害者本人への対応、加害者への対応、当事者以外の周りの生徒への対応と並行してネット上の対応を行う。

#### エ 事後の経過の確認

- ・被害者のケアおよびネット上の書き込み等の監視等を継続的に行う。

### （４）家庭・地域との連携

社会奉仕活動として地域のボランティア行事等への参加をし、PTAや地域との交流を図るとともに、生徒の規範意識や社会性の育成を図る。

### （５）緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決のための組織的対応を行う。

別紙３ 組織的対応

## ５ 重大事態への対応

### （１）重大事態とは

重大事態とは次に掲げる①及び②の場合をいう。

①いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（例：生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合等が考えられる。）

②いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ

ている疑いがあると認めるとき。（相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には校長の判断により、迅速に調査する。

※上記の他に生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、校長が判断し、適切に対応する。

## （２）重大事態への対応

### ①発生報告

重大事態が発生した場合、直ちに、石川県教育委員会に報告する。また、対応について相談し支援を依頼する。

### ②調査組織

「いじめ不登校問題対策委員会」を招集し調査をする際、石川県教育委員会に相談をしながら対応する。

### ③被害生徒・保護者に対する説明

調査を実施する前に、調査の目的・目標や期間、調査事項・方法等について、被害生徒・保護者に説明し、調査後報告をする。

## 6 その他の留意事項

いじめへの対応は、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、本校における「いじめ等対応組織」や「いじめ不登校問題対策委員会」等で情報を共有し、組織的に対応する。また、必要に応じてスクールカウンセラーや生徒指導サポーターといった専門家と連携を図り対応することにより、より実効的な解決につなげる。また、状況によっては警察等の関係機関との連携を図る。

地域の学校、補導センター等の関係機関との連絡を密にしながら、登下校や休日の生徒の動向を把握し、いじめの未然防止に努める。